

## 下松市中小企業脱炭素経営推進補助金 ロードマップ策定枠 事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、2050年カーボンニュートラル宣言以降の脱炭素に向けた急激な社会変化への対応が求められる中、市内で事業を営む中小企業者の温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を支援し、企業価値の向上と競争力の強化により持続的な経営を推進することを目的として、下松市が下松商工会議所（以下「会議所」という。）と協力して実施する下松市中小企業脱炭素経営推進補助金ロードマップ策定枠事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) 排出量削減目標を定めたロードマップ 脱炭素経営の実践に向け、現状の温室効果ガス排出量を算定し、その排出状況を踏まえて排出量削減目標を設定するとともに、当該目標の達成に至るまでの取組内容、実施時期、進捗管理の方法その他必要な事項を体系的に整理した計画文書。(以下「ロードマップ」という。)

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請日において市内で事業を営む者であって、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。ただし、個人事業主の場合は、令和7年分の確定申告書第一表における「収入金額等」欄の「給与」欄及び「雑」欄に記載されている額と比較して、「収入金額等」欄の「事業」欄に記載されている額が最も多いこと。
- (2) 市内に本店（個人事業主にあつては、事業所）を有すること。
- (3) 今後も事業を継続する意思があること。
- (4) 第4条に規定する補助対象事業を補助対象期間中に、コンサルタントの支援を受けて実施したもの。
- (5) 下松市暴力団排除条例（平成23年下松市条例第16号）第2条に規定する暴力団等ではないこと又は暴力団等の反社会的勢力との関係を有する者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業等を行う者でないこと。

- (7) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (8) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が行う第2条第2号に規定するロードマップ策定に係る事業とする。

(補助の要件)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象期間中に前条の補助対象事業を完了することに加え、当該削減計画に基づき、将来にわたり脱炭素経営に継続して取り組む意思を有すること。ただし、会議所が特に認めた場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、次に掲げる経費であって、令和8年6月8日から令和9年2月19日までに支払いがなされたものとする。

(1) ロードマップ策定に要するコンサルティング費用又は業務委託費用。

(2) その他会議所が認めた経費。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

3 国、県、市等による同様の補助金等において補助の対象となった費用又は経費については、補助対象経費に含むことはできないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額とし、1事業者当たり200万円を上限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金は、1事業者に対し、1回限り交付するものとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助対象期間)

第8条 補助対象期間は令和8年6月8日から令和9年2月19日までとする。

(交付の申請)

第9条 交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、下松市中小企業脱炭素経営推進補助金ロードマップ策定交付申請書(別記第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、令和8年9月25日までに会議所に提出しなければならない。

(1) 下松市中小企業脱炭素経営推進補助金ロードマップ策定枠事業経費内訳(別記第1号様式別紙)

(2) 補助対象経費の内訳が確認できる見積書等の写し

(3) 法人の場合は履歴事項全部証明書

(4) 個人事業主の場合は令和7年分の確定申告書第一表控えの写し

(5) その他会議所が必要と認める書類

(交付の決定等)

第10条 会議所は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の要件を満たしていると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を下松市中小企業脱炭素経営推進補助金ロードマップ策定枠交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 会議所は、補助金の交付の要件を満たしていないと認めたときは、その旨を下松市中小企業脱炭素経営推進補助金ロードマップ策定枠不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更及び中止)

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は交付決定を受けた事業を変更(軽微な変更を除く)又は中止しようとするときは、あらかじめ、下松市中小企業脱炭素経営推進補助金ロードマップ策定枠変更(中止)承認申請書(別記第4号様式)を会議所に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会議所は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更又は中止を承認することが適当であると認めるときは、下松市中小企業脱炭素経営推進補助金ロードマップ策定枠変更(中止)承認通知書(別記第5号様式)により交付決定者に通知するものとする。

3 会議所は、補助金の額が変更になった場合は、予算の範囲内で補助金の交付額を変更することができる。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、下松市中小企業脱炭素経営推進補助金ロードマップ策定枠実績報告書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、令和9年2月25日までに会議所に提出しなければならない。

(1) 下松市中小企業脱炭素経営推進補助金ロードマップ策定枠事業経費所要額精算調書(別記第6号様式別紙)

(2) 策定したロードマップ

(3) 業務委託契約書の写し

- (4) コンサルティング費用等の支払を証明する書類の写し
- (5) 支払金額がわかる領収書等の写し
- (6) その他会議所が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 会議所は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下松市中小企業脱炭素経営推進補助金ロードマップ策定枠交付額確定通知書（別記第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 会議所は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びそれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための必要な措置を取るべきことを命ずるものとする。

(請求)

第15条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、下松市中小企業脱炭素経営推進補助金ロードマップ策定枠請求書（別記第8号様式）を会議所に提出しなければならない。

(経理)

第16条 交付決定者は、経理について、補助対象事業以外の経理と明確に区別し、その収支状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助対象事業の完了した日（第11条第2項の規定による補助対象事業の中止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(決定の取消し等)

第17条 会議所は、交付決定者が補助対象事業に関して次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、その他の必要な措置を講じることができる

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令違反又はこの規定に基づく会議所の指示に違反したとき。
- (4) 交付決定者が第5条に規定する脱炭素経営に取り組む意思がなくなったと判明し

た場合等、この規定に定める申請の要件を満たさなくなったとき。

2 会議所は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、下松市中小企業脱炭素経営推進補助金ロードマップ策定枠取消決定通知書（別記第9号様式）により通知し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（報告）

第18条 交付決定者は、補助事業実施期間中において、会議所の求めに応じ、申請書等の記載に係る事項、その他必要と認められる事項について報告しなければならない。

（成果普及）

第19条 交付決定者は、補助事業完了後、会議所の求めに応じて成果普及活動に協力するものとする。

（秘密保持）

第20条 会議所は、補助事業の実施に当たって、申請者から提出され又は知りえた秘密について、秘密の保持に留意し、漏洩防止の責任を負うものとする。

（その他）

第21条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要領は、令和8年5月11日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。